

議案第 22 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 14 年 3 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 14 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年三朝町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
財産区分	職 名	報酬の額	財産区分	職 名	報酬の額
略	略	略	略	略	略
竹田財産区	会 長	年額 60,000 円	竹田財産区	会 長	年額 80,000 円
	会長職務代理者	年額 40,000 円		会長職務代理者	年額 65,000 円
	委 員	年額 30,000 円		委 員	年額 55,000 円

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。